

広報 すぎなみ

Suginami



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

{ 10/8 }
平成29年(2017年)
No.2213

選挙の主役は、
投票する私たち。

衆議院議員選挙は、私たちの国の将来を決める大事な選挙です。

今回の衆議院議員選挙から、「一票の格差」を是正するため、杉並区の小選挙区が東京都第7区と東京都第8区に分かれます。

お住まいの地域により投票所や期日前投票所が異なりますので、ご注意ください。

あなたの声を届ける大切な一票です。忘れずに投票しましょう。

日本の明日を、私たちが決めよう。

選挙特集号

衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日: 10月22日(日) 午前7時～午後8時

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <http://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📰 発行: 杉並区 | ✎ 編集: 広報課

選挙のお知らせ 投票・開票速報は10月22日(日)から区ホームページでご覧になれます。投票速報は午前8時から、開票速報は午後9時30分から。

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票日: **10月22日** (日)
投票時間: 午前7時～午後8時

— 問い合わせは、選挙管理委員会事務局へ。

● 杉並区で投票できる方

今回の衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査において投票できるのは、次の2つの条件を満たしている方です。

- ①平成11年10月23日までに生まれている。
- ②7月9日までに杉並区へ転入の届け出をし、投票する日に選挙人名簿に登録されている。

● 「選挙公報」「審査公報」を各戸配布します 10月19日休までにお届けします

候補者の政見・経歴などを掲載した「選挙公報」や裁判官の経歴などを掲載した「審査公報」は各世帯の郵便受けに直接お届けします。届かない場合は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。また、区ホームページに掲載するほか、期日前投票所、区の施設、駅の広報スタンド、郵便局などにも設置しますのでご利用ください。

● 「選挙のお知らせ」をご確認ください

10月7日(土)から世帯ごとに封書でお送りしています。「選挙のお知らせ」を紛失した場合や届かない場合でも投票資格のある方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。9月23日(祝)以降に区内での転居の届け出をした方は、区内の旧住所地の投票所での投票になります。選挙区(東京都第7区・東京都第8区)をまたいで区内転居の届け出をした方は特にご注意ください。

- 9月22日(金)までに区内転居の届け出をした方 → **区内新住所地の投票所**で投票
- 9月23日(祝)以降に区内転居の届け出をした方 → **区内旧住所地の投票所**で投票
- 上高井戸区民集会所は投票所になるため、10月22日(日)の投票日は同集会所内に設置してある証明書自動交付機は終日利用できません。
- 投票日当日の杉並区役所は、第25投票区の区域内にお住まいの方のみ投票することができます。

投票日に予定のある方は期日前投票を

杉並区役所とそれ以外の投票所の投票期間が異なりますので、ご注意ください。

10月11日 (水) → **21日** (土)

投票時間: 午前8時30分～午後8時

〈期日前投票期間〉

衆議院議員小選挙区	期間	10月11日(水)～14日(土)	10月15日(日)～21日(土)
東京都第7区		杉並区役所 (中棟6階第4会議室)	杉並区役所・ 方南区民集会所
東京都第8区			全ての期日前投票所

- お住まいの地域(東京都第7区、東京都第8区)によって利用できる期日前投票所が異なります。
- 期日前投票後に候補者が候補者でなくなった場合、その候補者へ投じた票は無効票となります。その際の再投票はできません。
- 投票用紙への記入が困難な方は、投票所係員にお申し出ください。
- 杉並区役所以外の投票所に駐車場はありません。
- 杉並区役所で期日前投票をする場合、午後5時～8時と閉庁時は中杉通り側入り口からお入りください。

衆議院議員小選挙区の区割り変更に伴い、投票所・期日前投票所が変わります

● 選挙区について

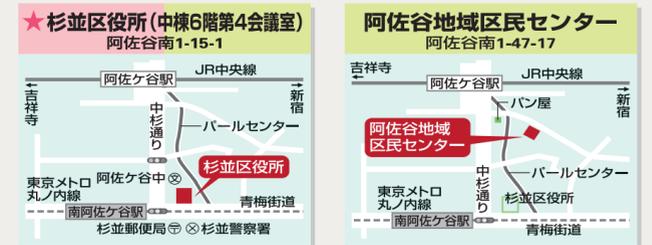
衆議院議員小選挙区の区割り変更に伴い、杉並区は、東京都第7区と東京都第8区に分かれます。方南1・2丁目にお住まいの方は「東京都第7区」(品川区の一部と目黒区の一部、渋谷区、中野区南部)の有権者となります。お住まいの地域により、投票できる候補者が異なりますのでご注意ください。なお、選挙区が分かれるのは衆議院議員選挙の小選挙区に限ります。



※丸数字は選挙区番号。世田谷区

期日前投票所

方南1・2丁目にお住まいの方は**ピンク(★)**の場所で、それ以外の地域にお住まいの方は**緑色**の場所で期日前投票ができます。
※今回の選挙から方南・和泉地区の期日前投票所は方南和泉会議室(方南会館)から方南区民集会所になりました。



7

東京都第7区

方南1・2丁目にお住まいの方
→ 投票所・期日前投票所が変わります

● 投票日(10月22日(日))の投票所について
方南1・2丁目にお住まいの方は「方南小学校」(方南1-52-14)が投票所になります。

● 期日前投票について
期日前投票は「杉並区役所」または「方南区民集会所」での投票となります(3面参照)。上記以外の期日前投票所では投票できませんので、ご注意ください。

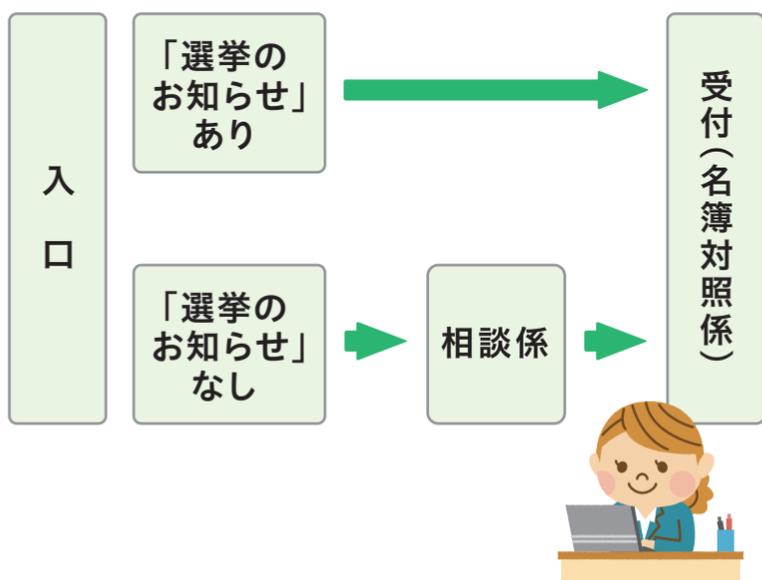
投票所 方南小学校 ※南門は使用できません。

8

東京都第8区

方南1・2丁目以外の地域にお住まいの方
● 投票日(10月22日(日))の投票所について
変更はありません。
※詳細は、「選挙のお知らせ」をご確認ください。

当日投票の方法



① 最初に衆議院議員小選挙区選出の投票をします。



ピンク色の投票用紙に候補者名を記入して投票します。

② 次に衆議院議員比例代表選出と最高裁判所裁判官国民審査の投票をします。



あさぎ色の投票用紙に政党等の名称を記入して投票します。

うぐいす色の投票用紙で、やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上の欄にXを記入して投票します。

点字投票・代理投票

目の不自由な方や、手が不自由などの理由で字を書くことができない方は、「点字投票」や、係員による「代理投票」ができます。投票所で係員にお申し出ください。

投票日当日や期日前投票期間に杉並区内にいない方 不在者投票をご利用ください

滞在先での不在者投票

出張や帰省などで杉並区以外に滞在する予定の方は、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票をすることができます。ただし、あらかじめ区の選挙管理委員会への投票用紙の請求が必要です。

※投票用紙を請求した方には、10月10日(火)以降に不在者投票用紙等一式を順次発送します。

郵送などにより手続きを行うため、時間がかかります。早めに請求方法などを選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

なお、不在者投票請求書は区ホームページから取り出せます。

不在者投票期間

不在者投票期間は、選挙の公(告)示日の翌日から投票日の前日(10月11日(水)～21日(土))までです。

必ず、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票場所をお問い合わせの上、不在者投票にお出掛けください。



「在外選挙人証」をお持ちの方へ

〈一時帰国者などが投票できる場所など〉

杉並区発行の「在外選挙人証」をお持ちで一時帰国している方、または帰国転入後まだ在外選挙人名簿から抹消されていない方で、国内の選挙人名簿に登録されていない方は、衆議院議員選挙の投票ができます。投票場所や期間、時間などは右表のとおりです。最高裁判所裁判官国民審査は投票できません。詳細は、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

	投票所	期間	時間
東京都第7区	杉並区役所(中棟6階第4会議室)	10月11日(水)～21日(土)	午前8時30分～午後8時
	方南小学校(方南1-52-14)	10月22日(日)	午前7時～午後8時
東京都第8区	杉並区役所(中棟6階第4会議室)	10月11日(水)～21日(土)	午前8時30分～午後8時
	荻窪体育館(荻窪3-47-2)	10月22日(日)	午前7時～午後8時